

# (案)

## 松戸市子育て世帯訪問支援事業（まつドリ baby ヘルパー）実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、家事育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、2歳未満の児童を養育している保育サービスを利用していない家庭及び妊婦の居宅を訪問支援員が訪問し家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事育児の支援を実施すること（以下「本事業」という。）により、当該家庭の周囲からの孤立や虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第1項に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 児童を扶養する（監護し、かつ、その生計を主として維持することをいう。以下同じ。）父若しくは母又は父母に扶養されない児童を扶養する者をいう。
- (3) 保育サービス 児童福祉法第39条に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第35条第4項の許可を得ている保育施設、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、児童福祉法第59条の2の規定に基づき届出をしている認可外保育施設、児童福祉法第34条の15第5項の規定により認可を受けた家庭的保育事業等において実施する事業をいう。ただし、認可外保育施設に関しては、松戸市認可外保育施設利用者助成金又は、子ども子育て支援法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付の受給をしている場合をいう。
- (4) 訪問支援員 家事、育児等の支援を行うヘルパーをいう。

### (事業の対象)

第3条 本事業の対象は、松戸市（以下「市」という。）に居住地を有し、本事業を利用する時に妊婦または児童の保護者が在宅できることかつ、次に掲げるいずれかを満たしている家庭とする。

- (1) 家事育児に対して不安や負担を抱える妊婦が属する家庭
- (2) 第2条第1項第3号に規定する保育サービスを利用していない2歳未満の児童を養育している家庭
- (3) 2歳未満の多胎児を養育している家庭
- (4) 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれがあり、本事業による支援が特に必要と認められる家庭
- (5) 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれがあり、本事業による支援が特に必要と認められる家庭
- (6) 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦であり、本事業による支援が特に必要と認められる家庭
- (7) その他市長が特に支援が必要と認めた家庭

(実施主体)

第4条 本事業の実施主体は、市とする。ただし、本事業の目的を十分に理解し、家事並びに子育ての支援に係る技能及び知識があり、次条に規定する事業内容を適切に実施することができる」と市長が認めた事業者（以下「事業者」という。）に委託して実施することができる

(事業の内容)

第5条 第3条に規定する対象に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 食事の支度及び片付け
- (2) 食材又は生活必需品の買い物
- (3) 衣類の洗濯
- (4) 居室の簡単な清掃及び整理整頓
- (5) 授乳
- (6) おむつ交換（着替えを含む）
- (7) 沐浴の補助
- (8) 対象家庭の児童の世話
- (9) 通院等の付き添い
- (10) 育児に関する助言及び相談
- (11) その他市長が特に必要と認める業務

(利用時間)

第6条 本事業の実施時間は、原則として午前9時から午後7時までの間で、1回の訪問につき2時間以上とし、利用の上限時間は、別表第1に規定する対象区分における上限時間のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、本事業の実施時間について、市長が必要と認めるときは別に定める。

3 本事業の実施日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）を除く、月曜日から土曜日までとする。

(利用の申請)

第7条 本事業の利用を希望する者（以下、「申請者」という。）は、松戸市子育て世帯訪問支援事業（まつどり baby ヘルパー）利用申請書（第1号様式。以下、「申請書」という。）

を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、本事業の利用の可否を決定し、松戸市子育て世帯訪問支援事業（まつドリ baby ヘルパー）利用決定通知書（第2号様式）又は松戸市子育て世帯訪問支援事業（まつドリ baby ヘルパー）利用却下通知書（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

#### （利用者負担）

第8条 前条第2項の規定により本事業の利用の決定を受けた申請者（以下、「支援利用家庭」という。）が本事業を利用するときは、自己負担額として別表第2に定める利用料金を負担するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本事業の利用料金について、市長が必要と認めるときは別に定める。
- 3 支援利用家庭は、第5条に規定する業務において、食材又は生活必需品の買い物等の代金、交通費等の実費が必要なときは、前項に規定する金額に当該実費を加算して負担するものとする。

#### （取消料等）

第9条 支援利用家庭は、自己の都合により訪問支援員の派遣の希望を取り消すときは、当該利用日の前日（この日が第6条第3項に規定する除外日及び土曜日及び日曜日であるときは、その前日）午後5時までに理由を付してその旨を市長若しくは事業者に連絡しなければならない。

- 2 前項に規定する連絡をしなかった支援利用家庭は、利用した場合に負担する全額を負担するものとする。また、利用した場合の利用時間を消化する。

ただし、利用者や対象児童の急な体調変化などやむを得ない事情があると市が認めた場合には、この限りではない。

(利用の中止等)

第10条 市長は、支援利用家庭が事業者又は家事育児支援訪問支援員に対し、次に掲げる行為を行ったと認めたときは、利用の一時停止又は中止（以下「利用の中止等」という。）をすることができる。

- (1) 暴力、脅迫、詐欺その他犯罪行為又はこれに類似する行為
- (2) 政治又は宗教活動を目的とした勧誘等の行為
- (3) 営利を目的とした行為
- (4) 公序良俗に反する行為
- (5) 事実と異なる申請により第7条に規定する利用決定を受ける行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に利用の中止等をする必要があると認めた行為

2 市長は、前項の規定により利用の中止等をしたときは、松戸市子育て世帯訪問支援事業（まつドリ baby ヘルパー）利用（一時停止・中止）通知書（第4号様式）により、当該支援利用家庭に通知するものとする。

3 第1項の規定により利用の中止等を受けた支援利用家庭は、予定利用時間分の利用料金を負担するものとする。

(資格変更（喪失）の届出)

第11条 支援利用家庭は、第7条に規定する松戸市子育て世帯訪問支援事業（まつドリ baby ヘルパー）利用申請書の記載事項に変更があったとき及び第3条に規定する対象者に該当しなくなったときは、松戸市子育て世帯訪問支援事業（まつドリ baby ヘルパー）利用資格変更（喪失）届（第5号様式）を遅滞なく市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、松戸市子育て世帯訪問支援事業（まつドリ baby ヘルパー）利用資格変更（喪失）決定通知書（第6号様式）により、当該支援利用家庭に通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第12条 事業者は、毎月10日までに、前月分の業務実績について実施報告書を作成し提出するものとする。また、事業終了時には業務実績を取りまとめた報告書及び市が必要と認める書類を提出するものとする。ただし、事故の発生及び早急に市の支援を必要とする場合は適宜報告を行うものとする。

2 事業者は前項の報告書を提出し、市長の確認を受けた後、市長の指示する手続きに従って委託料の支払いを請求することができる。

3 市長は前項の請求に基づき、委託料を支払うものとする

(個人情報の保護等)

第13条 事業者及び訪問支援員は、市との契約及びその他関係規定に基づき職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その業務を退いた後も同様とする。

(補足)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

この要綱は、令和7年4月1日に施行する。

別表第1（第6条第1項）

| 対象区分                               | 上限時間 |
|------------------------------------|------|
| 妊婦がいる家庭<br>(胎児1人につき)               | 40時間 |
| 児童がいる家庭<br>(第3条(1)(2)に規定する児童1人につき) | 40時間 |

別表第2（第8条第1項）

| 区分                     | 利用料金    |
|------------------------|---------|
| 一般世帯                   | 500円/時間 |
| 所得割77,101円未満世帯         | 500円/時間 |
| 非課税世帯                  | 300円/時間 |
| 生活保護世帯                 | 0円/時間   |
| 第3条(4)~(7)のいずれかに該当する世帯 | 0円/時間   |





|                  |    |  |      |  |
|------------------|----|--|------|--|
| 緊急連絡先<br>(申請者以外) | 氏名 |  | 電話番号 |  |
|------------------|----|--|------|--|

添付書類（電子申請の場合は画像ファイルを添付）

- 1 母子健康手帳（妊婦の方）
- 2 生活保護受給証明書（生活保護受給者の方）
- 3 まつドリ baby ヘルパー無料利用券（無料券をお持ちの方）
- 4 マイナンバー等の写し（松戸市以外の自治体に課税額の確認が必要な方）

個人情報の収集及び提供に関する同意書

- (1) 松戸市子育て世帯訪問支援事業（まつドリ baby ヘルパー）利用の決定に当たり、世帯全員にかかる住民基本台帳記録・母子保健情報・住民税情報・生活保護受給世帯の該当の有無・保育サービスの利用状況について、松戸市及び他の自治体が保有する公簿等により確認することに同意します。
- (2) 私にかかる申請書の内容及び松戸市子育て世帯訪問支援事業（まつドリ baby ヘルパー）の実施に必要な情報を市が事業者提供することに同意します。
- (3) 私にかかる松戸市子育て世帯訪問支援事業（まつドリ baby ヘルパー）の利用時の状況等について、事業者が市に提供することに同意します。

氏名 \_\_\_\_\_

本事業を利用するにあたり、当てはまるものにチェック■してください。（複数回答可）

- 妊娠・出産・育児について相談できる人が身近にいない。
- 妊娠・出産・育児について手伝ってくる人が身近にいない。
- 妊娠・出産・育児について不安がある。
- 家事・育児について負担感がある。
- その他妊娠・出産・家事・育児について困りごとがある。

【その他の困りごとについて】

第 号  
年 月 日

様

松戸市長

松戸市子育て世帯訪問支援事業（まつドリ baby ヘルパー）利用決定通知書

年 月 日付けで申請がありました、松戸市子育て世帯訪問支援事業（まつドリ baby ヘルパー）の利用について、松戸市子育て世帯訪問支援事業（まつドリ baby ヘルパー）実施要綱第7条第2項の規定により、次のとおり決定したので通知いたします。

記

|                                |               |      |  |
|--------------------------------|---------------|------|--|
| 利用登録番号                         |               |      |  |
| 氏名（申請者）                        |               |      |  |
| 住所                             |               |      |  |
| 利用者負担額（1時間当たり）※2時間以上での申込となります。 | 円             |      |  |
| 利用上限時間                         | 時間            |      |  |
| 利用期間                           | 利用決定日から<br>まで |      |  |
| 氏名（妊婦）                         |               | 生年月日 |  |
| 氏名（対象児童）                       |               | 生年月日 |  |
| 氏名（対象児童）                       |               | 生年月日 |  |
| 氏名（対象児童）                       |               | 生年月日 |  |

備考

- 1 松戸市から転出した場合はご利用できません。
- 2 申請以降保育サービスの利用を開始した場合、当該対象児の利用時間は失効となりご利用できません。
- 3 この決定通知書の記載内容に変更が生じた場合は松戸市子育て世帯訪問支援事業（まつドリ baby ヘルパー）利用資格変更（喪失）届を遅滞なく提出してください。

第 号  
年 月 日

様

松戸市長

松戸市子育て世帯訪問支援事業（まつドリ baby ヘルパー）利用却下通知書

年 月 日付けで申請がありました、松戸市子育て世帯訪問支援事業（まつドリ baby ヘルパー）の利用について、松戸市子育て世帯訪問支援事業（まつドリ baby ヘルパー）実施要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり却下としましたので通知いたします。

記

却下理由

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、松戸市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、松戸市を被告（訴訟において被告の松戸市を代表する者は松戸市長となります。）として提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第10条第2項）

第 号  
年 月 日

様

松戸市長

松戸市子育て世帯訪問支援事業（まつドリ baby ヘルパー）利用（一時停止・中止）通知書

年 月 日付け第 号で決定した松戸市子育て世帯訪問支援事業（まつドリ baby ヘルパー）の利用について、松戸市子育て世帯訪問支援事業（まつドリ baby ヘルパー）実施要綱（以下「要綱」という。）第10条第2項の規定により、下記のとおり（一時停止・中止）したので通知いたします。

記

理由 下記の行為があったと認められたため。

- (1) 暴力、脅迫、詐欺その他犯罪行為又はこれに類似する行為
- (2) 政治又は宗教活動を目的とした勧誘等の行為
- (3) 営利を目的とした行為
- (4) 公序良俗に反する行為
- (5) 事実と異なる申請により要綱第7条に規定する利用決定を受ける行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に利用の中止等をする必要があると認めた行為

利用料の一時停止又は中止を受けた支援利用家庭は、予定利用時間分の利用料金を負担していただきます。

年 月 日

第5号様式（第11条第1項）

松戸市子育て世帯訪問支援事業（まつドリ baby ヘルパー）利用資格変更（喪失）届

（宛先）松戸市長

住所

氏名

電話番号

以下の内容について変更しましたので、松戸市子育て世帯訪問支援事業（まつドリ baby ヘルパー）実施要綱第11条第1項の規定により、届け出ます。

1 住所変更 [変更日 ]

|       |  |
|-------|--|
| 変更後住所 |  |
|-------|--|

2 出産（妊娠）等による対象者変更 [変更日 ]

|      |  |
|------|--|
| 変更内容 |  |
|------|--|

3 世帯員変更等による課税状況の変更 [変更日 ]

|      |  |
|------|--|
| 変更内容 |  |
|------|--|

4 生活保護受給状況の変更 [変更日 ]

|      |  |
|------|--|
| 変更内容 |  |
|------|--|

5 保育サービス利用の変更 [変更日 ]

|        |  |
|--------|--|
| 変更内容   |  |
| 対象児童氏名 |  |

6 無料券利用の追加 [変更日 ]

|      |       |
|------|-------|
| 変更内容 | 時間分追加 |
|------|-------|

添付書類（電子申請の場合は画像ファイルを添付）

- 1 新たに妊娠された方は「母子健康手帳」
- 2 生活保護世帯となった方は「生活保護受給証明書」
- 3 無料券の追加利用を希望する方は「まつドリ baby ヘルパー無料利用券」
- 4 松戸市以外の自治体に課税額の確認が必要な方はマイナンバー等の写し

第6号様式（第11条第2項）

第 号  
年 月 日

様

松戸市長

松戸市子育て世帯訪問支援事業（まつドリ baby ヘルパー）利用資格変更（喪失）決定通知書

松戸市子育て世帯訪問支援事業（まつドリ baby ヘルパー）実施要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり松戸市子育て世帯訪問支援事業（まつドリ baby ヘルパー）の利用資格を変更しましたので通知いたします。

記

|      |  |
|------|--|
| 申請者  |  |
| 対象者  |  |
| 変更内容 |  |